

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 中国財務局長

**【提出日】** 平成27年5月29日

**【会社名】** 株式会社エストラスト

**【英訳名】** STrust Co.,Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役 笹原 友也

**【本店の所在の場所】** 山口県下関市椋野町三丁目12番1号  
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行って  
おります。)

**【電話番号】** 083-227-2238 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役 藤田 尚久

**【最寄りの連絡場所】** 山口県下関市竹崎町四丁目1番22号

**【電話番号】** 083-229-3280 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役 藤田 尚久

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
東京都中央区日本橋兜町2番1号

## 1【提出理由】

当社は、平成27年5月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成27年5月27日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社1株につき金6円 総額37,001,562円

ロ 効力発生日

平成27年5月28日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社に移行し、更なるコーポレート・ガバナンスの強化を図るため、監査等委員会や監査等委員である取締役に係る規定の削除、取締役及び取締役会に係る規定の変更等並びにこれらに伴う条数の変更を行うものであります。

#### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、笹原友也、松川徹、藤本隆史、藤田尚久、中山公宏、及び岩男登記子の6氏を選任するものであります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、沖元憲裕、前田将志及び杉本康平の3氏を選任するものであります。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、年額120百万円以内に設定ものであります。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人部分給与は含まないものといたします。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額20百万円以内に設定ものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	40,243	23	-	(注) 1	可決 94.9
第2号議案 定款一部変更の件	40,028	238	-	(注) 2	可決 94.4
第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)6名選任の件					
笹原 友也	40,166	98	-	(注) 3	可決 94.7
松川 徹	40,164	100	-		可決 94.7
藤本 隆史	40,166	98	-		可決 94.7
藤田 尚久	40,166	98	-		可決 94.7
中山 公宏	40,165	99	-		可決 94.7
岩男 登記子	40,166	98	-		可決 94.7
第4号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
沖元 憲裕	40,182	82	-	(注) 3	可決 94.8
前田 将志	40,228	36	-		可決 94.9
杉本 康平	40,131	133	-		可決 94.7
第5号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)の報酬等の額 設定の件	40,093	173	-	(注) 1	可決 94.6
第6号議案 監査等委員である取 締役の報酬等の額 設定の件	40,141	125	-	(注) 1	可決 94.7

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。